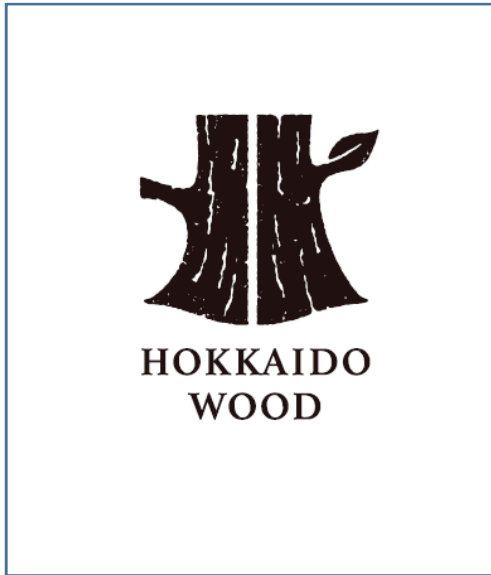


《 参考 》

例 1



- ロゴだけであればもちろん問題なし  
(公共広告物)

例 2



- 北海道ウツドのロゴ等の掲出が主目的と認められるようなものであれば、必要最低限の掲出者名が入っていても公共広告物として取扱い可

例 3



- ×ロゴを利用(活用)して自社アピールをしているように見受けられるようなものは公共広告物として取扱い不可

例 4



- ×ロゴと自社名等の文字の大きさだけでなく、内容等も確認の上、都度判断

公共広告物として取扱い不可の広告物について

- ・自家用広告物かつ合計面積 10 m<sup>2</sup>以下 → 許可等不要で掲出可
- ・自家用広告物で合計面積が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの、または、自家用以外の広告物全て → 掲出区の土木センターに許可申請をした上で掲出可  
(ただし、掲出場所や大きさ等の制約あり)

詳細は、各区土木センターまで